

令和4年11月

上天草市農業委員会会議録

令和4年11月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和4年11月10日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第 5 議案第3号 非農地通知交付申請について
- 日程第 6 議案第4号 空き家に付属した農地指定申請について
- 日程第 7 報告第1号 農地形状変更届の受理について
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長	西岡 光雄	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	山口 勝喜
4番	水野 美奈子	5番	木嶋 たか子	6番	磯田 清俊	7番	岩崎 國重
8番	源 義通	9番	松本 光義	10番	森 和敏		

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和4年11月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願ひいたします。

2 会長挨拶

議長(西岡)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(西岡)

本日は11月の総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中ではごさいませけれども、ご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚くお礼申し上げたいと思います。

皆さん方もご承知のとおり、昨今の農業情勢におきまして、農業の生産資材の高騰、特に肥料、あるいは飼料が非常に高騰している中で、やはり農産物の販売価格が低迷をしている、そういう中で、農業者、農業経営が大変厳しい局面を迎えているんじゃないだろうかと思っております。

そういった中で、離農者、あるいは経営を断念される農家の方がちらほらと見られるようなことを新聞やテレビで拝見いたしておりますけれども、我々農業委員会として、農業委員としての必須業務でありますところの耕作放棄地の防止、解消につきましても、そういったことが原因となって耕作放棄地あたりが増えてくるんじゃないかと懸念いたしているところであります。

我々も今後の農業情勢につきましても大いに注視をしながら、そしてまた我々農業委員会の、農業委員の必須業務でありますところの耕作放棄地の発生防止、解消、そういったことにも力を入れながら、今後の農業委員会活動に頑張っていかなければと、そういう思いであります。

それでは、本日の議事進行に当たりましてご協力いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

本日の議事録署名委員の指名を行います。10番、森委員、4番、水野委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△番△外2筆、地目は田2筆、畑1筆、合計面積6,433㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～4ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約7.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が、今回取得する6,433㎡です。稼働力は1、農機具等は、耕運機1、トラクター1、コンバイン1です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩3分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、小麦を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（岩崎）

議案第1号の1番について、推進委員の岩崎が説明します。

昨日の現地確認、お疲れさまでございました。今回、譲渡人の方がご主人を亡くされ農業を続けていくのが困難になり、妹さんに譲渡することになったそうです。申請地の畑は、以前、バスが通っていた山越え道路の峠のバス停近くに○○○○店があります。その北になります。また、田んぼは□□□□で合津から○○に向かって左側に見える最初のところが現地の畑になります。

受人は現在、兄の海運業の事務等をしながら農業を行っております。青パパイヤとかズッキーニとかアスパラとかニンジン等を作られています。今後、譲り受けたところで何がいいか、適性か、頑張っていくつもりだそうです。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第2号、農用地利用集積計画（案）貸借権設定について、議案は4～5ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が1件、新規設定の計画が3件となっております。再設定の計画は、利用目的、借地設定期間及び支払方法等、前回の集積計画から変更ありませんでした。計画内容は、利用権の設定をする人4名、利用権の設定を受ける人3名、利用権設定面積合計6,133㎡です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。説明は以上になります。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま議案第2号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第2号につきましては原案どおり承認することに決定をいたします。

議案第3号 非農地通知交付申請について

議長（西岡） 続きます、議案第3号、非農地通知交付申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林） 議案第3号、番号1番です。議案は7ページになります。
申請人は、姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸字□□△△△番、地目は畑、面積653㎡です。
申請場所は、図面1ページ②、詳細は5～6ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約1.7kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡） ありがとうございます。続きます、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（藤川） 推進委員の藤川が議案第3号の1番について説明いたします。
11月5日に蓮田委員と二人で現地確認をいたしまして、非農地はやむを得ないと判断いたしました。審議よろしくをお願いいたします。

議長（西岡） ありがとうございます。ただいま議案第3号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定をいたします。

議案第4号 空き家に付属した農地指定申請について

議長（西岡） 続きます、議案第4号、空き家に付属した農地指定申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林） 議案第4号、番号1番です。議案は9ページになります。
申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番外1筆、地目は畑2筆、合計面積1,186㎡です。
申請場所は、図面1ページ③、詳細は7ページ～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から東の方向、約2.1kmの辺りに位置しております。

空き家の所在は、大矢野町□□△△△△番地で所有者は申請人本人です。

申請地の現況は、写真及び映像のとおりで、△△△△番は草刈等を行えば農地として利用できるような状態で、△△△△番△は、現在耕作中です。どちらも空き家に隣接した農地ではありませんが、歩いて行けるほどの距離なので問題ないと思われまます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（水野）

昨日の現地確認はお疲れさまでした。今、事務局のほうからご説明がありましたように、申請人の方は息子さんと、空き家も△△△△番△の近くにございます。今は休みのときに耕作をされています。問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、農地形状変更届の受理について。1番、2番、事務局から一括で説明をお願いいたします。

事務局（池林）

報告第1号、番号1番です。議案は10ページになります。

届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番、地目は田、面積1,239㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約0.4kmの辺りに位置しております。届出事由は、湿田で稲作ができないため、一部客土して畑として利用するとのこととです。

続きまして、報告第1号、番号2番です。議案は同じく10ページになります。

届出人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□△△△番△、地目は田、面積683㎡です。

申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約1kmの辺りに位置しております。届出事由は、レタスを作るのに水はけが悪いためとのことです。報告は以上です。

議長（西岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） 報告第1号の1番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

申請地は湿地でかなりぬかるむそうで、現在は荒地となっております。客土をして、畑として利用したいとのこととあります。（画面で）横にレタスを植えてありますけど、同じ高さに埋めたいということとございます。

隣接農地の同意につきましては、ほとんどできておりますけれども、（画面の）前のちょっと荒れているところの方からなかなか同意が取れず、何回か行かれたそうですけど同意が取れておりませんので、若干埋め立てる場所を手前に置いて埋めたいということとございます。区長さんの同意も取れておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（西岡） 2番までお願いします。

7番（岩崎） 報告第1号の2番につきまして。この申請地も四、五年前まで米を作っておられましたけれども、ここも排水が悪くてコンバインが埋まったりしたということで、現在は荒地となっております。それで、客土をして、高さは道路より少し低くするとのことと、完了後はレタスと食用トウモロコシ等を耕作する予定だそうです。隣接農地の同意も区長さんの同意も取れております。よろしくをお願いします。

議長（西岡） ただいま報告第1号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご質問ございませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力によりまして、本日の総会の議事が全て終了いたしました。ご協力、誠にありがとうございました。

続きまして、事務局のほうからその他で説明がございますので、よろしく願いいたします。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前9時50分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和4年11月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>西岡光雄</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>森和敏</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>水野美奈子</u>